区 土 壌 汚 染

1. 概 況

土壌汚染は、揮発性有機化合物や重金属等の不適切な取扱いによる漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされます。

土壌は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。人の健康への影響としては、汚染された土壌に直接触れたり、口にしたりする直接摂取のリスクと、汚染土壌から溶出した地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。

それらの土壌汚染に対応するため、土壌汚染に係る環境基準が平成3年8月に定められ、また、近年の工場跡地等の再開発やIS014001の取得に向けた工場の自主調査等に伴い、土壌汚染の判明件数が増加し、その対策として汚染防止・汚染除去等の社会的要請が強まってきました。そこで、汚染状況の把握、健康被害防止等の措置を定め、土壌汚染対策の実施を図り、住民の健康を保護することなどを目的として、神奈川県では平成10年4月1日から神奈川県生活環境の保全等に関する条例が、国では平成15年2月15日から土壌汚染対策法が施行されました。

小田原市は、施行時特例市として土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する 条例の土壌汚染対策部分の権限を移譲されています。市では定期的に有害物質使用事業所へ 立入調査を実施し、土壌汚染の未然防止に努めています。

2. 市内の汚染状況

土壌汚染対策法に基づく調査の結果、法に定める指定基準(表IX-2)に適合せず、土壌 汚染があると認められた土地については、市長が汚染された土地「要措置区域」あるいは「形 質変更時要届出区域」として指定し、公示します。

表区-1 市内の汚染状況(土壌汚染対策法)

(令和6年度末現在)

土地の指定		件数	備考	
要措置区域	土壌汚染の人への摂取経路あり 健康被害が生じるおそれがある 汚染の除去等の措置が必要	1	中村原184番3ほか 令和4年3月29日指定	
形質変更時 要届出区域	土壌汚染の人への摂取経路なし 健康被害が生じるおそれはない 汚染の除去等の措置は不要	1	扇町四丁目18番1の一部 平成21年12月22日指定	

表区-2 土壌汚染対策法による指定基準

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例も同基準)

		指定	基 準
分 類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壤含有量基準
		$(\mathrm{mg}/arrho$)	$(\mathrm{mg/kg})$
	クロロエチレン	0.002 以下	_
	四塩化炭素	0.002 以下	_
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	_
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	_
第1種	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	_
特定有害物質	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
揮発性	トリクロロエチレン	0.01 以下	_
【 有機化合物 】	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	_
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	_
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	_
	ベンゼン	0.01 以下	_
	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物 	不検出	
第2種	遊離シアン		50 以下
特定有害物質	水銀及び水銀	0.0005 以下	15 以下
	その化合物 アルキル水銀	不検出	
[重金属等]	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	_
第3種	チウラム	0.006 以下	_
特定有害物質	シマジン	0.003 以下	_
	チオベンカルブ	0.02 以下	_
【農薬・PCB】	有機りん化合物	不検出	_